書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１０号
宮崎県日南市大字平野740番地３
破産者　有限会社中川佛光堂
異議申述期間　平成27年７月17日まで
平成27年５月18日　宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１１号
宮崎県日南市大字平野740番地３
破産者　中川　眞和
異議申述期間　平成27年７月17日まで
平成27年５月18日　宮崎地方裁判所日南支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００１号
千葉市稲毛区山王町274番地19
清算株式会社　株式会社三協ブース
代表清算人　中條　明彦
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第２０３２号
東京都港区白金台３丁目２番10号
清算株式会社　株式会社ミディー
代表清算人　石川　　耕
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２号
徳島市北矢三町４丁目９番11―12号
清算株式会社　株式会社正見
代表清算人　浅田　隆幸
同　　堀井　秀知
１　決定年月日　平成27年５月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１号
登記記録上の本店兵庫県南あわじ市阿万下町549番地の１
清算株式会社　潮崎開発株式会社
１　決定年月日　平成27年５月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所洲本支部

平成２６年（ヒ）第４号
香川県三豊市詫間町詫間2112番地144
清算株式会社　カムウエル・ジャパン株式会社
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１０６号
鹿児島市照国町９番９号
清算株式会社　中央交通株式会社
代表清算人　福永　秀敏
１　決定年月日　平成27年５月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、協定債権者タイセイ株式会社に対し、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残金全額を、弁済する。
２　協定債権者タイセイ株式会社は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者タイセイ株式会社に対し弁済する。
この場合において、協定債権者タイセイ株式会社が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号
島根県松江市浜乃木２丁目10番52号
再生債務者　株式会社島根県農協印刷
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年８月６日から平成27年８月20日まで
松江地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
福岡県飯塚市堀池179番地
再生債務者　株式会社ニューマルシン
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年５月13日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１９号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目３番13号　フォレストM102
再生債務者　薄上　　力
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２８号
宮城県名取市相互台４丁目28番地の11
再生債務者　阿部　良樹
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２７５号
東京都品川区小山４－６―13
再生債務者　滋賀　正人
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３００号
埼玉県所沢市大字北岩岡640―８
再生債務者　中鉢　秀生
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３０１号
埼玉県所沢市大字北岩岡640―８
再生債務者　中鉢　朋恵
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３１７号
東京都港区元赤坂２－１－３　赤坂宿舎16―401
再生債務者　地引　和宏
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月25日から平成27年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第１６０号
大阪市西区靱本町３丁目４番15―602号
再生債務者　南口　淳一
１　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月11日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月15日から平成27年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部